

令和6年第2回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和6年2月27日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和6年2月27日 午後2時58分							
閉 会	令和6年2月27日 午後3時46分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	欠席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		大賀 文吉 ・ 江原 浩昭						
議事参与		板倉 秀行 ・ 高萩 祐哉						
書 記								

会議事件名

議案第4号 農地法第3条の規定に関する件

議案第5号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

顛末

令和6年2月27日
開会 午後2時58分

【会長代理】 これより、令和6年第2回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】 訂正はございません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号8番 江原 浩昭 委員・番号9番 大賀 文吉 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第4号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第4号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 6件 19筆

番号3

受人は今回、売買により新たに農地を取得し果樹を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受入人も含めた世帯員の農作業従事日数を250日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は2.55アールで、自宅と申請地は隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説

	明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号3について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、果樹を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【渡邊 仁 推進委員】	番号3について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号4 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は150日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は163.28アールで、自宅から申請地までは約200メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【酒巻 貞夫 農業委員】</p>	<p>番号4について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【荒井 晃一 推進委員】</p>	<p>番号4について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号5 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1750日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,549.02アールで、自宅から申請地までは約4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>番号5について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【塚越 秀夫 推進委員】</p>	<p>番号5について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号6 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1750日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,542.95アールで、自宅から申請地までは約4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>番号6について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【塚越 秀夫 推進委員】</p>	<p>番号6について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号7について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号7 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1750日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,519.84アールで、自宅から申請地までは約4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

<p>【島田 豊 農業委員】</p>	<p>番号7について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【卯月 良治 推進委員】</p>	<p>番号7について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号8 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は300日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は648.14アールで、自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>番号8について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【加藤 勇 推進委員】</p>	<p>番号8について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第4号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。 議案第5号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 2筆 使用貸借権の設定 1件 1筆 番号4 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭と</p>

	<p>なったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。また、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>番号4について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【河野 博 推進委員】	<p>番号4について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック及びマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>

【事務局】	<p>番号5 受人は、現在市内の借家に夫婦2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号5について調査してまいりました。申請地は、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【安野 悦男 推進委員】	<p>番号5について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号6 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭と</p>

	<p>なったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号6について調査してまいりました。申請地は、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【安野 悦男 推進委員】	<p>番号6について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>（全員挙手）</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第5号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第6号</p>

	生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号1について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いします。
【島田 豊 農業委員】	番号1 この件につきまして、令和6年2月16日に事務局とともに調査したところ、番号1について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号2について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いします。
【島田 豊 農業委員】	番号2 この件につきまして、令和6年2月16日に事務局とともに調査したところ、番号2について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

	<p>令和6年1月11日～令和6年2月13日受付分 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1件</td> <td>2筆</td> <td>9,945㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>5件</td> <td>5筆</td> <td>2,312㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>11件</td> <td>22筆</td> <td>4,400.09㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>195㎡</td> </tr> </table> <p>合計届出件数</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>18件</td> <td>30筆</td> <td>16,852.09㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p>	1件	2筆	9,945㎡	5件	5筆	2,312㎡	所有権の移転	11件	22筆	4,400.09㎡	使用貸借権の設定	1件	1筆	195㎡	18件	30筆	16,852.09㎡
1件	2筆	9,945㎡																
5件	5筆	2,312㎡																
所有権の移転	11件	22筆	4,400.09㎡															
使用貸借権の設定	1件	1筆	195㎡															
18件	30筆	16,852.09㎡																
【一同】	(特になし)																	
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。																	
【会長代理】	・農業委員会親睦会新年会の会計報告について																	
【議長】	他に何かございませんか。																	
【一同】	(特になし)																	
【議長】	最後に事務局から何かありますか。																	
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・農地利用状況調査の集計について ・活動記録簿の提出について ・農振除外審議会について（3月定例会前に開催） ・今後の予定（感謝状贈呈式等）について 																	
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和6年第2回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和6年3月22日（金）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p>																	

閉会 午後 3 時 4 6 分